

参加申込み方法と「医療安全対策加算」の施設基準 関係フロー図

午前…講演
午後…医療安全フォトコンテスト

医療安全対策加算の施設基準における
医療安全対策に係る適切な研修
として受講したい（受講証明書の発行希望）

はい

いいえ

医療安全フォト
コンテストへの応募

午前の受講・午後の受講
両方の視聴可能です

する

しない

午前の受講
午後の受講

~~午前の受講
午後の受講~~

アンケートの提出

する

しない

参加証
発行あり

参加証
発行なし

両方の受講が必要です。
受講証明書の発行可
(+アンケートの提出)

(注) フォトコンテストへ応募
しない場合は、受講証明書の
発行は行われません。

※「参加証」は、当日、参加したことが分かる書類です。
「医療安全対策加算」の施設基準における医療安全対策に係る適切な研修を
受講したことを証するものではありませんので、ご注意ください。

医療安全対策加算の施設基準における医療安全対策に係る適切な研修…

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号）の別添3の第20の1の（1）のアに規定する医療安全対策に係る適切な研修